

飼養衛生管理基準の改正案、  
飼養衛生管理指導等指針の一部変更案及び  
特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要

消費・安全局動物衛生課  
令和7年8月28日

1. 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則）の改正案【資料4】

- (1) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- ① 対象とする家きんにエミューを追加 (P. 22 「家畜の種類」の欄等)
  - ② 対応計画の策定対象となる大規模所有者に対し、分割管理の導入の検討を追加 (P. 24 項目 5 (3)①)
  - ③ 対応計画の策定対象となる大規模所有者に対し、ウインドウレス鶏舎の入気口部分における塵埃対策を追加 (P. 26 項目 5 (3)③)
  - ④ 分割管理に取り組む場合の対応を追記 (P. 26 項目 9)
  - ⑤ 大臣指定地域に所在する農場に対し、消毒薬の備蓄等の準備や野鳥誘因防止対策の農場内での実施及び地域内での実施の検討を追加 (P. 26-27 項目 10、P. 29 項目 21)
  - ⑥ 家きん舎等に加え、調整池等の農場敷地内の水場について防鳥ネットその他の設備を設置するよう追記 (P. 30 項目 25)
  - ⑦ 重複・類似する項目の統廃合等の項目の整理

〔例〕P. 30 項目 25 (旧項目 26 の家きん舎の破損の修繕部分を類似項目である旧項目 24 に統合)

- (2) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊、豚及びいのしし並びに馬
- ① 牛等及び豚等について、分割管理に取り組む場合の対応を追記 (牛等 : P. 9 項目 9 / 豚等 : P. 16 項目 9)
  - ② 重複・類似する項目の統廃合等の項目の整理

〔例〕牛等 : P. 9-10 項目 14 (旧項目 22, 32, 36 (P. 11-13) を統合)

- (3) 商用出荷を行わない小規模農場において飼養される家畜  
(牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊、豚及びいのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びに馬)
- ① 小規模飼養農場かつ生産物の出荷がない農場を非商用農場として定義 (P. 2 第21条の5)
- ② 自らが飼養する家畜の感染予防及び疾病の早期発見・早期通報に資する基本的な事項を項目とする新たな基準を設定 (P. 36-40 非商用家畜の基準)

## 2. 飼養衛生管理指導等指針の一部変更案【資料5】

- (1) 大臣指定地域内の農場における消毒薬の備蓄等の準備及び地域的な野鳥誘引防止対策の体制の整備を追記 (P. 4-5 第二章I 3(5))
- (2) 一つの農場を分割する分割管理とは別に、既に分かれている同一経営内の複数農場間での人や物等の交差により、一つの農場で発生した場合に他の農場の家畜が殺処分対象となることを避ける取組を行うよう追記 (P. 6 第二章II(8))
- (3) 法第12条の5に基づく指導及び助言を実施する場合の判断基準の明確化を追記 (P. 6-7 第二章III(2)①)

## 3. 特定家畜伝染病防疫指針の一部改正案(高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ)【資料6】

- (1) 対象とする家きんにエミューを追加 (P. 2 前文 等)
- (2) 大臣指定地域において、平時から地域一体となった発生予防対策を講じるよう記載 (P. 4 第2-1 2(9))
- (3) 農林水産省は、発生に備えた措置として、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を活用できるよう、あらかじめリストアップ化するよう記載 (P. 5 第2-2 1(5))
- (4) 都道府県は、民間事業者を活用し自ら対応可能な動員計画を作成するよう記載 (P. 5 第2-2 2(1)②)
- (5) 大臣指定地域において、都道府県の発生に備えた取組として、発生時に塵埃対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行えるよう指導することを記載 (P. 6 第2-2 2(7))